

事 務 連 絡
平成27年12月4日

都道府県水道行政担当部（局）

厚生労働大臣認可 $\left[\begin{array}{l} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right]$ 御中

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

落橋防止装置等の溶接不良について（情報提供/注意喚起）

水道行政の推進につきましては、平素よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年9月11日に情報提供させて頂いたとおり、落橋防止装置等の溶接部における不良について水道事業者及び水道用水供給事業者に対して情報提供（注意喚起）を行ったところです。

今般、本件に関する国土交通省の追加調査にて、久富産業（株）以外においても溶接工程を一部省略するなど、不正行為を行った製作会社があることが明らかとなりました（別添：落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会（第2回）資料）。また、不正な行為はこれまでに確認されていないものの、技量不足や溶接記号の確認不足等による溶接の不具合も確認されました。

貴水道事業におかれましては、不正行為を行った製作会社の製品による施工事例の有無についてご確認いただき、落橋防止装置等が設置されている橋梁の適正な維持・管理を徹底していただきますようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知いただきますようお願いいたします。

（連絡先）厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

担当：磯部、丸尾

電話：03-3595-1111（内線4010, 4030）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp